

大丈夫ですか？

定期点検
(3か月毎)

車検の有効期限

運転免許
有効期限

メーター
検定

東個協ニュース

発行人
東京都個人タクシー協同組合
理事長 櫻井 敬寛

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6

個人タクシー会館

TEL (3384) 1351代表

FAX (3382) 2191

組合員数 5,245人 (7月1日現在)

令和6年度のスタートにあたって 一丸となって この難局に立ち向かおう

東京都個人タクシー協同組合 理事長 櫻井 敬寛



はじめに

去る5月27日、第58回通常総代会後の新役員による第1回理事会におきまして理事長に再選され2期目を迎えることとなりました渋谷支部の櫻井敬寛です。

副理事長には水野智文氏、橋本淳一氏が、専務理事に高橋智行氏が、常務理事に富田誠一氏、大野芳嗣氏が再選され、石田尚稔氏、入江武重氏が新たに常務理事に選任されました。令和6・7年度はこの8名の常任理事の体制で東個協の運営を行ってまいります。

組合員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

特例新規参入枠と地理試験廃止

本年4月22日、関東運輸局から令和6年度分の特例新規参入枠が公示されました。特別区・武三交通圏ではコロナ対策として136枠、今年度から按分された高齢化対策として92枠、前年度の残余205枠の合計433枠が公示されました。また、北多摩交通圏ではコロナ対策の枠はなく、高齢化対策4枠、南多摩交通圏ではコロナ対策、前年度残余枠はなく、高齢化対策のみの4枠が示されました。全国では896枠、二桁の参入枠を示された地域が15地域ありますが、特別区・武三交通圏は全体の48.3%を占めています。特別区・武三交通圏がいかに参入枠を埋められるかが個人タクシー全体の数を増やす大きなカギとなっています。

一方、本年5月1日、個人タクシーの「地理試験」が廃止され、7月の試験から法令のみとなっています。カーナビや

スマホの地図アプリの普及が背景にあります。

特別区・武三交通圏の地理試験は、5〜6千箇所ある施設から出題されると言われていたが、実際に数えたことはないのですが、非常に多くの施設を覚える必要があり、受験者の大きな負担となっていました。地理試験があるために受験をあきらめた方々が多々います。

今年7月の関東運輸局の試験では、多摩地区を含めた東京の事前試験、申請後試験の申込者・申請者は合計210名。昨年同月の試験では88名でしたので約2.4倍です。これらの個人タクシー予備軍が全員合格して、個人タクシーになられることを期待しています。

令和5年度の東個協の譲渡

譲渡を引き続き成立させながら新規参入枠も埋めなくてはなりません。コロナ禍で減少した法人乗務員も少しずつ戻り始めたとはいえ、個人タクシー希望者を集めることは簡単なことではありません。組合員の皆様には出身の法人会社や知り合いの乗務員に地理試験の廃止を大きくアピールして、個人タクシー希望者が増え、一人でも多くの新規参入枠が埋まるよう、是非お声がけをお願いいたします。

安全輸送と健康管理

国土交通省においては「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定し、2025年に向けて事故削減目標値を設定しています。東個協でも本部・交通共済・支部が一丸となって目標達成に向け取り組んでいます。

コロナ禍において稼働が減ったこともあり、個人タク

シー全体の事故は減少いたしました。残念ながらコロナ後、全体の事故件数が少し上昇しています。また、最近では法人タクシーで、首都高での死亡事故が報道されました。事故原因の詳細は不明ですが、組合員一人ひとりが常に安全意識を持つこと、健康状態が悪ければ無理に運行しない等の自己管理が必要で、集団健康診断による健康管理や運転適性診断の結果を踏まえ、自身の運転を見つめ直していただきたい。また、健康起因事故防止のため脳MRI健診の受診促進も行っていますので受診をご検討ください。

なお、6月に他地域で無所属の個人タクシーによる轢き逃げ死亡事故が起きています。大きな事故があると「個人タクシー」と一括りに見られてしまいます。事故防止と事故が起きてしまった時の対応等について再確認し、意識高揚に努めましょう。

個人タクシーのUターン・iターン

国土交通省で設置した「ラストワンマイル・モビリティ検討会」で、対策の一つとして「地方部にUターン等した個人タクシー事業の経験者の活用」が挙げられました。

昨年12月28日、改正通達等が発出され、新たに概ね30万人以上の都市を含まない営業区域の許可が追加されました。追加された営業区域において、申請日現在80歳未満で1年以上の個人タクシー経験がある者に対し許可を与えるもので、75歳未満は、法人タクシーによる運行管理体制又は個人タクシー団体との連絡体制の構築が必要です。75歳以

上では法人タクシーによる運行管理体制が必要で、廃業後、新規許可で異動する場合と事業者のうちに営業区域に係る事業計画変更認可を受け異動する場合があります。

収入や住居などクリアするべき問題も多々ありますが、個人タクシーの減少を少しでも抑え、既に廃業した方が復活できるのは大きなメリットです。東個協では、異動する事業者の連絡体制を構築するため、「賛助会員」の規定を設けました。また、全個協では事業計画変更認可され組合を脱退して異動する場合は「みなし廃業」として廃業餞別金を給付することとしたしました。現在、各地で数名の希望者が申請に向けて動いています。

ライドシェア

コロナ禍、タクシー需要が低下し乗務員の離職者が増えました。コロナ後にはインバウンドの増加等逆になタクシー需要が拡大し、タクシー不足が叫ばれるようになり、ライドシェア導入の動きが始まりました。昨年12月にはデジタル行財政改革会議において、「タクシー事業者が運送主体となり自家用車・ドライバを活用した輸送サービス制度の創設」「タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行う法律制度について、6月に向けて議論を開始」を柱とする中間とりまとめ

が行われました。本年3月には「タクシーが不足する地域、時期、時間帯においてタクシー事業者の管理の下、自家用車活用事業を開始」する通達が発出され、4月から東京など4地域で、5月以降、札幌・大阪など各地で始まっています。

個人タクシー業界としてライドシェア導入は反対です。6月のライドシェア新法の議論は少し延期となりましたが、ライドシェア解禁を狙う人たちはこれからも色々と攻めてきます。個人タクシー業界は法的に個人タクシーの増車が認められていない「改正特措法の緩和」「75歳定年制の廃止又は延長」、個人タクシーになるための「運転経歴要件10年以上の緩和」、個人タクシーの「新規申請の通年受付」を要望しています。既に「地理試験の廃止」は実施されています。事業者激減状態のなか、定年制で廃業せざるを得ない方を抑えるとともに、新規参入の要件緩和を要望しています。

営業・事業関係

昨年度は、テレビ朝日との契約が結ばれ、今後のご利用に期待しているところです。また、東武トップアースとの契約で、医療関係の配車が多く行われ、本年度も引き続きこれらの配車にご協力いただければと思います。東武トップアースは、紙チケットに代わり電子チケットを開発しており、本年度中に電子チケットの取り扱いが始まります。電子チケットはそれだけでなく、他社からも提案されており、今後は早急にチケットの電子化が進むものと思えます。

決済機については、クレビコの機器がすでに10年を超えているものもあることから、

本年度は新決済機の検討も始めてまいります。

また、組合員の減少から、本部の経営がひっ迫していますので、稼げる事業を検討し、今後の組合運営が安定するよう努力してまいります。

行政に対する要望事項

個人タクシー業界では、個人タクシーを応援する議員連盟総会の場で要望事項を提出しています。

ライドシェア新法の阻止は当然ですが、それ以外に、実質的にタクシーの増車が認められていない「改正特措法の緩和」「75歳定年制の廃止又は延長」、個人タクシーになるための「運転経歴要件10年以上の緩和」、個人タクシーの「新規申請の通年受付」を要望しています。既に「地理試験の廃止」は実施されています。事業者激減状態のなか、定年制で廃業せざるを得ない方を抑えるとともに、新規参入の要件緩和を要望しています。

営業・事業関係

昨年度は、テレビ朝日との契約が結ばれ、今後のご利用に期待しているところです。また、東武トップアースとの契約で、医療関係の配車が多く行われ、本年度も引き続きこれらの配車にご協力いただければと思います。東武トップアースは、紙チケットに代わり電子チケットを開発しており、本年度中に電子チケットの取り扱いが始まります。電子チケットはそれだけでなく、他社からも提案されており、今後は早急にチケットの電子化が進むものと思えます。

むすびに

5千300人を割った東個協。組合員減少やライドシェア、これからも多くの問題や経営環境の変化に対応しなければなりません。常任理事をはじめ、本部・支部役員はこれらの難局に真摯に立ち向かってまいります。組合員の皆様も一人ひとりが新たな経営環境に柔軟に対応し、多様なサービスを「乗って安心個人タクシー」を実現してまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびにあたり、組合員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。ご挨拶いたします。

令和6年度 東個協選出 全個協関東支部代議員、 都個協議決権行使者・東個協支部長会議

6月20日(木)午後2時より、個人タクシー会館会議室で令和6年度東個協選出全個協関東支部代議員、都個協議決権行使者・東個協支部長会議が開催された。

議題1

全個協関東支部代議員会打ち合せ
全個協関東支部荷見専務より資料に基づき説明が行われた。

議題2

都個協議決権行使者打ち合せ
都個協大森専務より資料に基づき説明が行われた。

議題3

担当常務自己紹介及び各部の注意事項
各担当常務より自己紹介と各部注意事項について説明が行われた。

議題4

個人タクシー業界の展望について
櫻井理事長より説明が行われた。

議題5

協同組合の組織運営について
水野副理事長より総務・法務・経理、橋本副理事長より事業・営業に関する組織運営につ

いての説明が行われた。



して、その後さらに札幌、仙台、埼玉、千葉、大阪、神戸、広島、福岡でも始まることとなった。

私は全個協、全個連の会長として北海道から新潟、広島、四国など全国各地を回っているところだが、今回指定を受けた地域の方に話を聞いても「そんなに忙しいよ」と言う声を聞く。本当にタクシーが足りていないのか、甚だ疑問である。

5月30日には岸田総理大臣と河野デジタル大臣、齋藤国土交通大臣の3名が会談し、ライドシェアを開始すると発表

で大変なことになると考えている。

そこで我々の対策だが、まず現在のところ、ライドシェアの一時あたりの配車回数(東京は、大体1台につき1・5回となっている。この状況を潰していくのはどうしたらいいか考えてみると、一つは配車の時に利用者が東個協を選んで配車してくれていけば、ライドシェアに車が行くことはない。ただ、選択せずに一般の配車の時には、もし私たちが配車をとらないでいると、2番目にライドシェアの車がいれば、それはライドシェアへ配車となり、これは地方がかなり困っている問題であるが、個人タクシー申請時の運転経歴要件を10年からせめて7年にしてもらえないかとお願いしている。東京などの大都市の場合は、ある程度若い方がタクシーを始めるので10年経っても受検資格があるが、地方の場合は、他の仕事を55歳までしてからタクシー乗る方が多い。そうすると65歳になった時にもう受検資格がない。だから受検資格を延ばして75歳までにするか、この10年の運転経歴要件を7年に緩和してもらえないか、同時に話をしている。

その他にも新規許可申請の通年化、新免の駐車場の確保時期等、改善をお願いし、議員の方々にも話をしていくつもりである。もし皆さんからも要望があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思う。

閉会 午後5時

北支部・北第二支部

北区大規模水害を想定した 移送訓練に参加

6月24日(月)午前9時より、北区による大規模水害を想定した要介護者や要支援者等の高台移送訓練が実施された。この訓練に北支部・北第二支部が参加し、北第二支部小尾支部長が災害時輸送協力事業者として、実際に車イスの参加者を避難先まで搬送した。

参加者の声

北第二支部
小尾真太郎支部長

北区では、区内を流れる荒川などの氾濫に備え、浸水のおそれのある地域の住民には区内外の高台への避難を推奨している。今回、区が高台避難を推奨する地域の一つである堀船地区において、災害時に自力での避難が困難な要支援者の避難移送訓練が実施されることとなった。堀船地区の「日本製紙物流倉庫」をはじめ数か所参加者がバス一台、タクシー一台に乗り、避難場所として指定されている場所まで避難を行うこととなり、訓練のタクシーは北第二支部の小尾支部長が代表して運転することとなった。スタートとなった日本製紙物流倉庫にはやまだ加奈子北区長が駆け付け、「北区では緊張感があって、災害時に自力での避難が困難な要支援者の避難移送訓練が実施されることとなった。高台避難訓練は今回初めての訓練になります。今回はバスと一緒に搬送を行う訓練でした。実際に経験してみると勉強になることも多く、もしこのような状況になった時にはこの経験を生かしたいと強く思いました。

北支部
星野達実元支部長



車イスの参加者を車内へ誘導する小尾支部長(北第二支部)

今回、北区の大規模水害を想定した移送訓練に参加して、災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力の重要性を改めて実感しました。元北支部支部長として、今後も北第二支部と協力をし、有事の際には、同じく協定を結ぶ北区災害時搬送協定事業者8社と連携して共助ができるよう、後進の役員へ引き継いでいきたいと思っております。



令和6・7年度

常任理事の紹介

新しい2年間を担う常任理事より抱負の一言です。ご声援をお願いします。

専務理事

高橋 智行 61歳

(労務・行政・適正営業対策室担当)



今後の抱負

ライドシェア問題やUターン・イターン制度に関する対応、個人タクシーが抱える問題解決に向けた取組みパッケージへの対応、利用者を選ばれる安心・安全な個人タクシーを目指すための適正営業の更なる推進について、皆様と一緒に問題解決に向けて尽力してまいります。

副理事長

水野 智文 58歳

(総務部・法務部・経理部)



今後の抱負

現在、事業者数の減少やライドシェア問題等、業界全体の問題に加え、デジタル化、人材育成、財政安定化等、組合内部の課題も多数ございます。総務・法務・経理担当副理事長として、この問題におきましても真摯に対応し、皆様の笑顔に繋がる運営を心掛けてまいります。

副理事長

橋本 淳一 49歳

(事業部・営業部)



今後の抱負

昨年はインボイス制度が始まり、大半の組合員さんが制度に賛同いただき、大きなトラブルなくスタートすることができました。今年はライドシェアの話題が中心となっておりますが、アプリ配車を積極的に応答し、マッチング率を向上させることで、ライドシェア新法成立を阻止できると考えますので、皆様のご協力をお願いいたします。

数を増大させることに一生懸命取り組んでいきます。

大野 芳嗣 65歳

(経理部担当)



今後の抱負

ライドシェア新法については延期となりましたが、断ち切れた訳ではありません。これに対しては我々の出来ることを検討し、広くアンテナを広げ、業界一団となって立ち向かっていく所存です。この度は経理担当となり、お財布の中身を改めて見つめ直し、今後末長く組合運営が存続できるように尽力して参りますので組合員の皆様のご協力をお願い致します。

常務理事

富田 誠一 70歳

(事業部担当)



今後の抱負

今タクシー業界は、ライドシェア問題があり、大変な状況にあります。本組合も業界では大きな組織として、しっかりと発言をして、組合員の皆様と情報を共有しながら、ライドシェア新法制定には絶対に反対していかねばなりません。

常務理事

石田 尚稔 65歳

(総務部担当)



今後の抱負

組合員の方を向いた、今まで以上に明るく素晴らしい組織に変えていきます。また、各支部からの相談、問い合わせ等は、先延ばしにせず、早めの対応を心掛けて特例新規許可枠を有効に活用して組合員

常務理事

入江 武重 53歳

(営業部担当)



今後の抱負

今、営業部が直面している課題はいくつかありますが、その中でも重要なのは顧客からのチケット及び請求のデジタル化への要望です。これらの課題に対処するために、顧客のニーズを正確に把握し、社内外の関係者との緊密なコミュニケーションを通じて課題解決に向けて取り組んでまいります。また、引き続き皆様のご協力、ご支援を改めてお願い申し上げます。



個人タクシー許可書及び認可書交付式 初心に戻り、おもてなしの心を忘れずに

6月18日午後3時45分より、個人タクシー会館において関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が開催され、東京都では84名(うち東個協46名)の新事業者が誕生した。



関東運輸局東京運輸支局 皆川誠司次長 挨拶

「訪日外国人旅行者数も2カ月で300万人を超えるなど、国内における観光需要の高まりは非常に顕著なところであり、この供給力がタクシー業界に向けていることは皆さんもご存知のことだと思います。タクシー業界に向けている期待は移動のみならず、接客マナーの向上にも求められております。個人タクシー業界においても、外国語の習得または外国語電話通訳サポートや運賃決済の多様化など、タクシーの活性化に積極的に取り組んでいただいているところと伺います。特に東京のタクシーの社会的な評価は、総合的に高いものと聞き及んでおります。10年後、20年後の評価も維持継続されますよう、皆様には今一度初心に戻り、おもてなしの心を忘れずに日々営業

されましてを期待しております。個人タクシー事業においては、地方にUターン等した個人タクシー事業者を雇用する制度が施行され、個人タクシー事業者の活躍の場も増えていきます。タクシー事業が地域の公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、個人タクシー事業者となられる皆様にも、業界の活性化を目指して、個人タクシーならではのサービスや利用者ニーズに対応した様々なサービスの提供に力をつけていただき、また社会貢献といった観点からも、地域の防犯への取り組みへの協力、交通

自然に還る 死は還ることなき波なり

東個協の仲間が6月中旬に1名亡くなりました。在りし日のお姿を偲びつつ、ご冥福をお祈り申し上げます。

安里 達雄 (世田谷第二) 癌 62歳

6月のお客様ご要望カード

6月中にご乗車いただいたお客様から届いた「ご要望カード」は19通。うち、感謝10通(53%)、苦情9通(47%)でした。

掲載された「ご要望カード」二通一通に込められたお客様の感謝の言葉と苦情の内容にしっかりと目を通し、個人タクシーの将来を担う一員としての誇りと向上心を持って日々の業務に勤しみましょう。

感謝



☆【荒川・K】突然の行き先変更にも対応していただき、買い物もスムーズにできました。

☆【江・N・D】娘の家から羽田空港までお世話になりました。乗り心地がよく、親切な運転手さんでした。ありがとうございました。(女性・会社員)

☆【荒川・M・R】障害のある息子と利用しました(多分2、3回目)。車内も清潔で運転手さんの第一声から感じ良く、短距離でしたが、ゆったりとした気持ちで乗せていただきました。障害者と分かると露骨に嫌な態度をとったり、遠回りをする個人タクシーもあるので、今日はうれしくてペンをとりました。○○さん、ありがとうございました!(女性)

☆【豊島・S】優しい物腰の方で、子連れで夜遅い帰宅の中で、安心して帰ることができました。運転もスムーズで、車酔いすることなく、快適でした。ありがとうございました。(女性)

☆【南多摩・N・A】母の足が悪いため、近距離でしたが、とてもおだやかで感じのいい対応でした。(女性)

☆【城南・O・R】足が悪いのですが、荷物があって車高が高いということなので、手伝おうとしてくれました。話しかけてもく

れて、車も乗り心地よく、近年乗ったタクシーの運転手さんの中で一番感じがよかったです。(男性・会社経営)

☆【江・N・D】娘の家から羽田空港までお世話になりました。乗り心地がよく、親切な運転手さんでした。ありがとうございました。(女性)

☆【杉並・N・Y】運転が安全で、乗客としても安心でした。余計な会話がないうのにも感じのいい対応でした。(女性)

☆【怖いのと怒りで慌ててこのハガキを取りました。この日は仕事が遅くなり、最終電車で帰ろうと思いましたが、京王新線が停車して動かない状態で見つけて乗車しました。目的地を伝えると、大きなため息をつかれ、「何かした?」と思いました。車は動き出しましたが、ボンボン何か一人言いながら、ハンドルを叩いて急ブレーキを踏んだり急発進をしたりと怖く、目的地に着いたら、なんと「現金は?」と言われ、苛立ちました。本当にぶるえて、「電車が停まってたんでー」と言い放つと、「あー」と言われて、ずっと腹立たしい時



苦情

東個協/日個連都営協 合同

個人タクシー環境美化運動

板橋第一支部 JR大塚駅

梅雨明けを思わせるような猛暑となった7月8日午後2時より、JR大塚駅にてタクシー環境美化運動が行われた。東個協板橋第一支部から富田光徳厚生部長、金子氏、岩城氏の3名と都営協板橋支部3名



参加された皆さん



板橋第一支部 富田光徳厚生部長談

駅前はまだ新しくなってきたけれど、経っていないのでかなりきれいだと思うが、清掃をしているとタバコの吸い殻や空箱も落ちており、まだまだ清掃の必要は感じた。今回初めて環境美化運動に参加したが、個人タクシーとして清掃に取り組み姿勢は個人タクシーのアピールになると感じた。これからもボランティアとしてできるかぎりやっつけたいと思う。

無料法律相談のご案内

東個協顧問弁護士による組合員、若しくは組合員のご家族からの生活法律相談を無料で受けることができます。完全予約制で相談時間は1回30分程度です。

- 相談日 令和6年 8月 27日(火)
- 9月 24日(火)
- 10月 22日(火)

相談場所 個人タクシー会館(中野区弥生町5-6-6)

ご予約は支部若しくは組合員より直接下記までご連絡ください。

法律相談は事前の電話予約が必要です

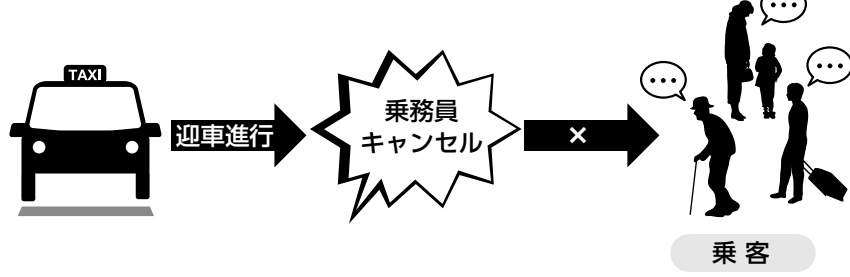
- 予約窓口 03-3384-1350(法務部)
- 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

東個協顧問弁護士 銀座新明和法律事務所 渡辺 務 弁護士

アプリ配車乗務員 キャンセル多発!!



アプリ配車を了解され、配車が確定した時点で運送契約は結ばれます。その契約をどうしても履行できない やむを得ない状況に於いてのみ、乗務員からキャンセル(契約の解除)をすることができますが、キャンセルが適切な理由であるか問われるのは、流し乗車とまったく同じです。その「やむを得ない」が、正当の理由か、お客様が納得できるものであるかをもう一度考えて頂き、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。



無料法律相談のご案内

東個協顧問弁護士による組合員、若しくは組合員のご家族からの生活法律相談を無料で受けることができます。完全予約制で相談時間は1回30分程度です。

相談日 令和6年 8月 27日(火)
9月 24日(火)
10月 22日(火)

相談場所 個人タクシー会館(中野区弥生町5-6-6)

ご予約は支部若しくは組合員より直接下記までご連絡ください。

法律相談は事前の電話予約が必要です

予約窓口 03-3384-1350(法務部)
受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

東個協顧問弁護士 銀座新明和法律事務所 渡辺 務 弁護士

アプリ配車乗務員 キャンセル多発!!

アプリ配車を了解され、配車が確定した時点で運送契約は結ばれます。その契約をどうしても履行できない やむを得ない状況に於いてのみ、乗務員からキャンセル(契約の解除)をすることができますが、キャンセルが適切な理由であるか問われるのは、流し乗車とまったく同じです。その「やむを得ない」が、正当の理由か、お客様が納得できるものであるかをもう一度考えて頂き、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

乗務員 キャンセル

乗客